

## 真庭市議会共催・後援取扱要項

(趣旨)

第1条 真庭市議会が教育、学術、文化及びスポーツなどまちづくりに関する事業の適正な振興を図るため、部外からの申請により共催または後援するものの基準及び手続等については、この要項の定めるところによる。

(共催・後援の区分)

第2条 真庭市議会が部外行事（真庭市議会以外のものが主たる責任者として企画実施するものをいう。）について行う共催または後援は、次の区分によるものとする。

(1) 共 催

真庭市議会が部外行事についてまちづくりの見地から奨励の意を表するとともに、主催者の一員として当該行事の企画及び実施に参画するものをいう

(2) 後 援

真庭市議会が部外行事についてまちづくりの見地から奨励の意のみを表するものをいう。

(共催・後援の条件)

第3条 前条の共催または後援は、市民の教育、学術、文化及びスポーツの振興などまちづくりに寄与すると認められるものでなければならない。

2 部外行事が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、共催または後援を行わないものとする。

(1) 政治的または宗教的中立性を侵すおそれのあるもの。

(2) 営利事業または営利的意図があると認められるもの。

(3) 公序良俗に反するものまたはそのおそれのあるもの。

(4) 暴力団等と関係のあるものまたはそのおそれのあるもの。

(5) 個人的活動等で社会性の乏しいもの。

(6) 実施計画が完全でなく、客観的にもその実施の確実性が疑わしいもの

(7) 真庭市議会の名誉をき損し、または信用を失墜するおそれのあるもの。

(8) その他共催または後援することが不相当と認められるもの。

3 前項第2号に該当すると認める部外行事のうち、当該行事の主たる目的が営利ではなく、かつ、公益性があると議長が認めるものにあつては、前項の規定にかかわらず、後援を行うことができる。

(財政措置を必要とする共催)

第4条 真庭市の財政措置を必要とする共催については、別途その年度の予算編成期までに真庭市議会へ申し出て承認を得たもので、しかも真庭市議会が主体性をもって企画立案及び実施に参画しうるものでなければならない。

(共催・後援の申込及び承認)

第5条 真庭市議会の共催または後援を受けようとするときは、共催・後援申請書（様式第1号）を当該行事開催日（真庭市議会の共催・後援を受けた旨を含め当該行事を広報する場合は、その広報開始日）の20日前までに提出し、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、共催の承認にあたり議会運営委員会に諮り承認するものとする。

(共催・後援の取消)

第6条 共催または後援を決定した事業について、その後第3条第2項の規定に該当すると認められる事例が発生した場合は共催または後援を取り消すものとする。

2 事業実施後に第3条第2項の規定に該当したことが認められた場合は以後その団体に対する共催、後援はしないものとする。